

こころ こっ きょう

心の国境をなくそう！ Free your heart of borders !

HELLO SAGA

VOL.109
2023 SPR

Saga Prefecture International Relations Association's magazine



2022年12月3日に、サガン鳥栖(プロサッカーチーム)の選手が使う駅前不動産スタジアム(鳥栖市にあります)で「Sagan World Cup 2022」をしました。

佐賀県に住む技能実習生や留学生など24の国から105人が参加しました。サッカーを通して、たくさんの笑顔が見られ、素晴らしい交流ができました。

2023年12月10日(日)に同じ場所で2回目のこのイベントをします。

県内に住む皆さん、ぜひ参加してください。



Sagan
World
Cup
2022



公益財団法人 佐賀県国際交流協会

Saga Prefecture International Relations Association (SPIRA)

〒840-0826

・さが多文化共生センター
Center for Multicultural Society in Saga

・佐賀県国際交流プラザ
Saga International Plaza

佐賀市白山2丁目1番12号 佐賀商工ビル 1階
Saga Shoko Build. 1F 2-1-12 Shirayama, Saga City

TEL:0952-25-7921 FAX:0952-26-2055

E-mail:info@spira.or.jp

Consultation Service(相談専用) TEL:0952-22-7830

HELLO SAGA
バックナンバー



SPIRA HP





マイナンバー (=個人番号) 制度について

マイナンバー

日本に住んでいる人には「マイナンバー(個人番号)」という12個の数字の番号があります。1人1つの番号です。日本で住民の登録をした後に、「マイナンバーのお知らせ」が郵便で来ます。その紙にあなたのマイナンバーが書いてあります。



マイナンバーは次のような時に必要です

- 銀行や証券会社等で、外国にお金を送るときや、外国からお金を送ってもらうとき、口座を作るとき
- 会社やお店などで、仕事をするとき
- 役所で社会保険(健康保険、年金など)の手続きをするときや、税金の書類を出すときなどです。



マイナンバーカード

あなたのマイナンバーが書いてあるプラスチックのカードです。申し込むと0円(初めてもらうときだけ)でもらうことができます。マイナンバーカードには、顔の写真、名前、住所、生年月日、性別が書いてあります。また、ICチップもついています。



マイナンバーカードを持つと次のことができます

- あなたのマイナンバーを証明することができます。
- コンビニで住民票、印鑑の登録証明書などを取ることができます。



- 病院や薬局で健康保険証と 同じように使うことができます。



- マイナンバーカードを申請するときに「公金受取口座登録」の手続きをすれば、政府からお金(児童手当、年金、今後の給付金など)を受けるときに便利になります。

※公金:政府のお金。公金受取口座登録は1人1つだけ登録できる銀行口座です。



- オンラインバンキング、証券口座開設などオンラインサービスを受けるときに使うことができます。



マイナンバーカードの作り方

- 住民登録をするときに、役所に「マイナンバーカードの交付申請書(マイナンバーカードをもらいたいときに書く紙)」を出します。

- 住民の登録をした後に、郵便で来る「マイナンバーのお知らせ」を使って、「マイナンバーカードの交付申請書」を書いて、役所に送ります。



- オンライン(パソコンやスマートフォン)から申し込むこともできます。申し込みするHPは今のところ、日本語だけです。



外国語で「マイナンバーカードの作り方(16の言葉)」や、「マイナンバーカードの交付申請書(11の言葉)の書き方」を見ることができるサイト



オンラインで申し込みをするサイト(日本語)



マイナンバーカードについて、 外国人が気を付けたほうがいいこと

マイナンバーカードの有効期限

ざいりゅうし かく しゅるい 在留資格の種類	ねんれい 年齢	ゆうこう つか 有効(使うことができる)期限
えいじゅうしゃ とく べつ えいじゅうしゃ A. 永住者、特別永住者、 高度専門職2号	さい い じょう 18歳以上	はっ こう び 発行日(マイナンバーカードをもらった日) から10回目の誕生日まで
	さい い か 18歳以下	はっ こう び 発行日(マイナンバーカードをもらった日) から5回目の誕生日まで
い がい ざいりゅうし かく B. A以外の在留資格	—	いま も ざいりゅう ざいりゅう き げん おな 今持っている在留カードの在留期限と同じ※ 

※マイナンバーカードの有効期限までに、在留期限を長くするための手続きが終わらないときは、マイナンバーカードの有効期限を特別に2カ月だけ長くしなければなりません。新しい在留期限が書いてある在留カードをもらったら、マイナンバーカードの有効期限より前に、住んでいるまちの役所に行って、マイナンバーカードを新しくしてください。

マイナンバーカードの更新(新しく作る)

- ・有効期限よりも前に、役所で更新手続きをする場合、**今のところ**お金かかりません(¥0)。
- ・マイナンバーカードをなくしたり、有効期限を過ぎた後に、更新手続きをするときは、お金(800～1,000円)がかかります。

マイナンバーカードを返す時

自分の国に帰り、これから日本に来る予定がない外国人は、役所にマイナンバーカードを返さないといけません。もし、今後また日本に戻る予定がある人は、役所で「返納(返す手続きをしました)」のスタンプを押してもらったあと、そのマイナンバーカードは大事に持っておいてください。今後日本で住民登録をするときに、同じマイナンバーを使います。

マイナンバーカードをなくしたとき

マイナンバーカードをなくしたら、「①近くの警察、②住んでいる役所の市民課、③マイナンバー総合フリーダイヤル0120-0178-27(24時間365日、いろいろな国の言葉で話せます※)」の3つのところにマイナンバーカードをなくしたことを連絡してください。そのあと、住んでいる役所で新しくマイナンバーカードを作る手続きをしてください。

※English・中文・한국어・Español・Português: 24時間

ภาษาไทย、नेपाली、Bahasa Indonesia: 9:00～18:00

Tiếng Việt, Filipino: 10:00～19:00

カードをなくした以外の時でもマイナンバーについて、
いろいろなことを聞くことができます。

マイナンバーカード総合サイト
(7の言葉で確認できます)





はなすくらす

みんなのほんごきょうしつ

このロゴは地域で活動しているにほんご教室をもっと皆さんに知ってもらうため、そして、にほんご教室を始めとした県内の色々な場所で、日本人と外国人が交流し多文化共生の地域づくりが広がるようにという願いを込めて佐賀県が作りました。

佐賀県にはたくさんの日本語教室があります。
誰でも参加できます。ぜひ、きてね！



日本語教室の情報
(申し込み、場所、時間など)について、
English・中文・한국어・Tiếng Việtで
みることができます



Japanese Classes

さが多文化共生センター

Center for Multicultural Society in Saga

このセンターは、SPIRAの中にあります。佐賀に住む外国人のための相談窓口です。在留資格、仕事、子育て、医療、日本語の勉強などについて、なんでも無料(¥0)で相談できます。

相談員(専任のスタッフ)が、電話やメール、Facebook messenger、LINEを使って、いろいろな言葉で対応します。相談の内容によって、弁護士(法律相談)、行政書士(在留資格の相談)など専門の人と一緒にあなたの話を聞きます。困っているとき、連絡してください。

あなたの言葉で相談できます

※あなたの母語の通訳がないときは、電話通訳を使います。

English/英語	नेपाली/ネパール語	Deutsch/ドイツ語
中文/中国語	မြန်မာဘာသာ/ミャンマー語	Bahasa Melayu/マレー語
한국어/韓国語	Bahasa Indonesia/インドネシア語	ಕನ್ನಡ/クメール語
Tiếng Việt/ベトナム語	Français/フランス語	Монгол хэл/モンゴル語
ภาษาไทย/タイ語	Русский язык/ロシア語	Português/ポルトガル語
Filipino/タガログ語	Italiano/イタリア語	Español/スペイン語
සිංහල/シンハラ語	हिंदी/ヒンディー語	বাঙালি/ベンガル語



相談の方法

SNS

秘密は守ります！

ID: @921uckas



SpiraSaga



TEL

0952-22-7830

E-mail

info@spira.or.jp

相談できる時間

9:00-12:00

13:00-16:00

土・日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)は閉まっています。